

# 高齢者施設等職員向け 新型コロナウイルス感染症 定期検査実施事業 実施要領

盛岡市保健福祉部介護保険課

## 1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症については、高齢者が感染した場合、重症化するリスクが高いとされており、早期に感染者を発見し、高齢者施設等を利用する高齢者への感染拡大を防ぐことを目的として、高齢者施設職員に対し、定期的なPCR検査を実施します。

## 2 検査実施対象

### 対象となる事業所

盛岡市に所在する介護保険サービス事業所，有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）及びその運営法人。※ただし，居宅療養管理指導及び医療みなし事業所を除く

#### 対象となるサービス種別

■ 訪問介護 ■ 訪問入浴介護 ■ 訪問看護 ■ 訪問リハビリテーション ■ 通所介護 ■ 通所リハビリテーション ■ 短期入所生活介護 ■ 短期入所療養介護 ■ 福祉用具貸与（特定福祉用具販売）  
■ 特定施設入居者生活介護 ■ 介護老人福祉施設 ■ 介護老人保健施設 ■ 介護療養型医療施設  
■ 介護医療院 ■ 地域密着型通所介護 ■ 認知症対応型通所介護 ■ 小規模多機能型居宅介護  
■ 認知症対応型共同生活介護 ■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ■ 看護小規模多機能型居宅介護 ■ 居宅介護支援 ■ 介護予防ケアマネジメント  
■ 養護老人ホーム ■ 軽費老人ホーム ■ 有料老人ホーム ■ サービス付き高齢者向け住宅

### 対象となる職員等

盛岡市内の対象事業所に勤務している次の方。

- ① 高齢者等の利用者・入所者・入居者と直接接する職員
- ② ①の職員と職場内で接する職員
- ③ ①及び②と同様の職務を行う派遣会社及び業務委託先に所属する職員

※「利用者と接する」とは，身体的接触に限られるものではなく，対面する，会話する，同じ空間で作業する場合も含まれます。

## 3 検査の内容

新型コロナウイルス感染症の感染が特定できる検査を行うこととし、原則としてPCR検査（個別検査法又はプール検査法）にて実施する予定です。

### 検査の期間・周期

- 実施の条件

当面、令和3年5月から7月の間において、盛岡市内における感染拡大が継続していると市が判断した場合

- 実施周期

1施設（職員1人）につき、おおむね1週間に1回程度の検査を、感染の拡大が収束していると市が判断するまで継続します。

- 実施日

事業所の所在地等により5～6つ程度に分けたグループを設定するため、グループによって実施日が決まります。

※土曜日又は日曜日に検体採取・回収が可能である場合は、上記グループに関わらず設定する場合があります。

### 検査費用

検査にかかる費用は盛岡市が負担します。事業者及び対象者の皆様に検査費用の負担を求めるものではありません。ただし、検体採取に際して検査機関に提出する検体情報等に係る帳票に係る用紙等については、事業者様にて御用意いただきますよう御協力をお願いします。

## 4 申込方法及び検査結果の取り扱い

対象となる事業所に別途通知する、本検査事業への参加申込により次の事項を確認します。

- ① 本検査事業への参加についての意思確認
- ② 対象事業所についての情報及び検査事業の対象となる職員等の人数
- ③ 土曜日・日曜日の検体採取・回収の可否（可能であれば曜日）

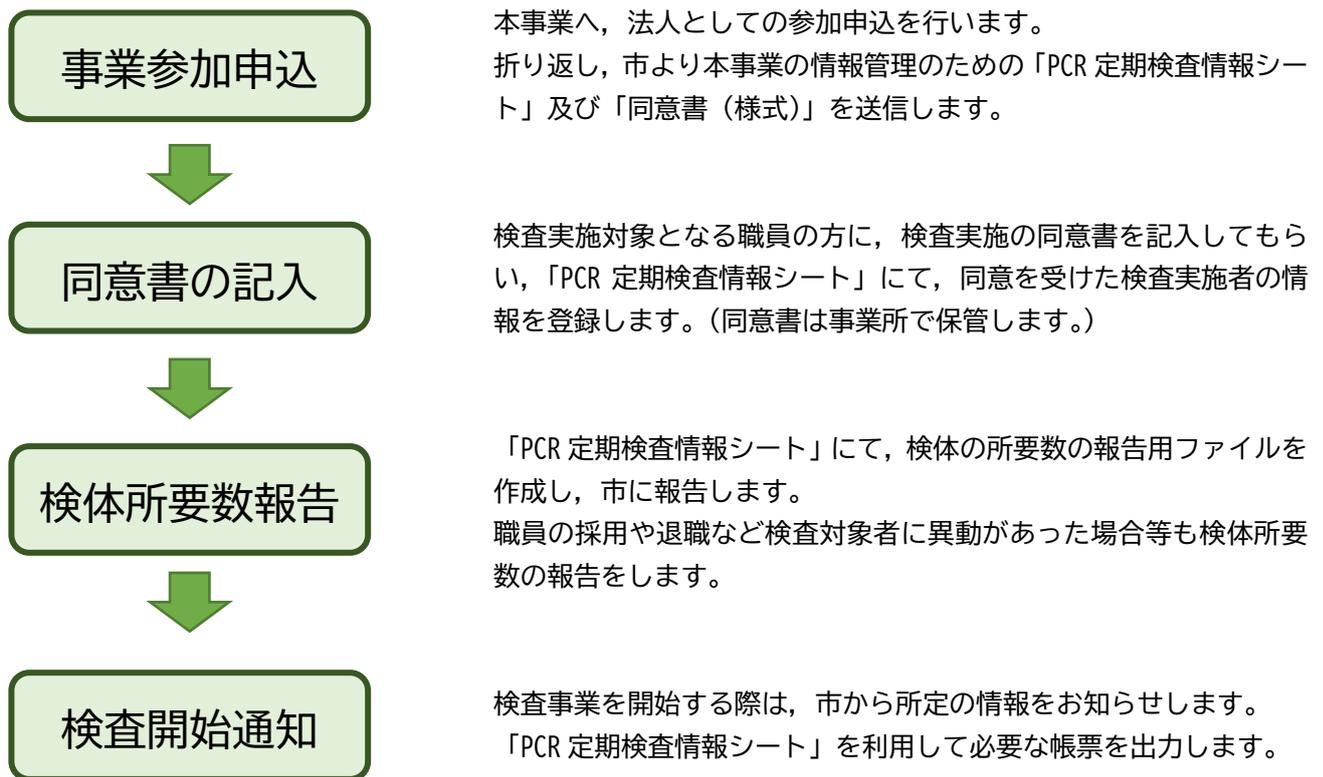
参加申込については、盛岡市公式ホームページの専用フォームにて受け付けます。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/kaigohoken/1035247.html>

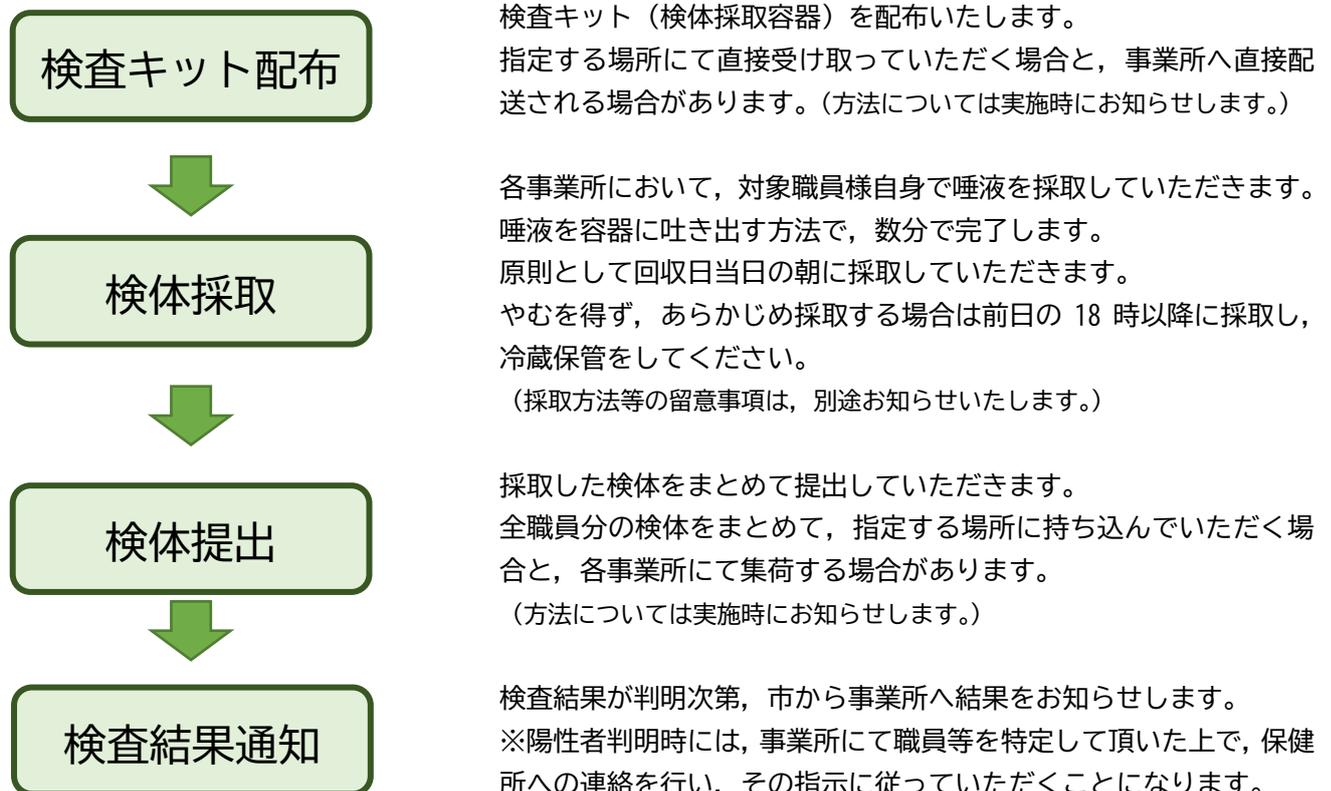
参加申込完了後、対象となる職員等の方には、市及び勤務先である検査事業参加法人が、検査結果を共有することについて、同意書により同意された方へ検査を実施します。

同意を得て検査対象者と確定した職員等の人数については、検査開始時に改めて確認します。

## 5 検査開始前の流れ



## 6 検査開始後の流れ



# 検査事業実施に係る注意事項及び同意事項について

## 本検査事業による検査対象外となる場合について

保健所等により行政検査を実施することとなった次の期間については、検査の重複を避けるため 検査実施対象に該当する事業所及び職員等であっても、本検査事業では検査を実施できません。

### ■ 職員が検査事業の対象から外れる期間

- 自身の症状により医療機関にて PCR 検査を受け、陽性が判明し、経過観察が終了するまでの期間。
- 保健所の指示により他の陽性者との接触者等であったことにより、行政検査を実施し、経過観察が終了するまでの期間。

### ■ 事業所が検査事業の対象から外れる期間

- 医師・保健所の指示に基づく検査により、職員又は利用者等が陽性者であることが判明したことで、保健所が事業所に対し、休業を要請することとなった場合。

## 検査に当たりあらかじめ同意いただく事項

### 【対象事業所運営法人に同意いただく事項】

- 1 検査実施前までに、必ず検査対象となる職員本人から検査実施にかかる同意を得ること。同意を得られない職員は検査対象に含めることができないこと。
- 2 高齢者施設等に勤務実態がない者（例：法人の役員で施設等の勤務をしていない者、職員の家族、施設利用者、施設入所者など）は、盛岡市介護保険課（以下「介護保険課」という。）にて別途指示が無い場合は、検査対象に含めることができないこと。介護保険課の指示が無く検査対象者以外を対象として含めていたことが判明した場合は、検査費用の全額を施設において負担していただく場合があること。
- 3 検査の結果、新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合は、施設は速やかに該当の職員を特定し、陽性判明本人にその旨を伝達するとともに、盛岡市保健所へ連絡するよう、当該職員に促すこと。併せて介護保険課へ連絡すること。
- 4 検査結果は、介護保険課と貴法人において、検体を識別する符号との組み合わせ情報として共有すること。このため、介護保険課は受検者の氏名など、個人が特定できる情報は保有しません。
- 5 市が本事業の実施状況を実施施設数並びに検査実施件数等について、対象施設等を特定しない統計的な情報として公表すること。

### 【対象となる職員等の方に理解・同意をいただく事項】

- 1 岩手県及び盛岡市内において新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、感染拡大の防止に努めるとともに、社会経済活動並びに介護サービス等を維持・継続していく必要があります。
- 2 これまでの感染状況から、高齢者や基礎疾患を持つ方が感染した場合、重症化のリスクが高いことが判っています。
- 3 盛岡市新型コロナウイルス感染症定期検査事業による検査は、介護サービス事業所等での感染発生・拡大を未然に防ぐことで、高齢者及び介護従事者等への感染拡大を防止することを目的に検査を行うものです。
- 4 陽性が判明した場合は、盛岡市保健所等への速やかな連絡・相談を行っていただくとともに、検査結果が陰性であった場合においても、高齢者施設等における感染拡大を防止するため、自身における感染防止対策を継続して実施することについて、御協力をお願いします。
- 5 検査対象者の検査結果は取扱いを慎重にすべき、重要な個人情報であり、本来は対象者本人に対して直接お伝えすべきものでありますが、本事業による検査の目的をご理解の上、盛岡市介護保険課及び勤務する高齢者施設等の運営法人において、検査結果が共有されることに同意いただきますようお願いいたします。
- 6 盛岡市介護保険課において、検査結果に関する情報は検体を識別する符号と検査結果のみを保有し、事業運営上最小限度の情報を管理します。また、検査結果に基づく検査実施件数等を統計的な情報として公開することについて、同意いただきますようお願いいたします。

# 感染防止対策は継続が必要です

本事業は、市中の感染が拡大している時期に、新型コロナウイルスに感染した方を早期に発見し必要な検査等につなげることで、施設内での感染拡大を防止することが目的です。この検査には、新型コロナウイルスへの感染そのものを防ぐ効果はありません。

これまでと同様に、日々の健康状態のチェック、手洗いや3密の回避、咳エチケットやマスクの着用など、基本的な感染対策の徹底に引き続き努めていただきますよう、お願いいたします。

## 【感染防止対策 参考情報の御紹介】

### ■介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

#### 1 各施設・事業所における対策状況の確認

「高齢者福祉施設及び介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を活用した状況の確認（岩手県）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1031396.html>

#### 2 施設・事業所内での研修等による職員への周知

##### (1) 研修動画の視聴（厚生労働省）

『高齢者施設等における感染やクラスター発生時の対応』

<https://www.youtube.com/watch?v=q5LmJNx0hn4>

##### (2) 資料の配付・説明等（厚生労働省）

介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

介護職員のための感染対策マニュアル（通所系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>

介護職員のための感染対策マニュアル（訪問系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

##### (3) その他の教材

公益社団法人全国老人福祉施設協議会のHPにおいても「新型コロナの感染防護等ノウハウ動画集」及び「新型コロナ感染発生時ノウハウ動画集」が公開されていますので、適宜御活用願います。

<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=19342&type=contents&subkey=358777>

